

労務協会からのお知らせ

発行：中小企業福祉労務協会
静岡市清水区押切 782-4 054-345-1056

平成21年10月26日より静岡県最低賃金が713円に改定されました

【最低賃金額以上となっているか確認する方法】

実際の賃金が最低賃金以上となっているかどうかを調べるには、最低賃金の対象となる賃金額と適用される最低賃金額を次の方法で比較します。

(1) 時間給の場合

時間給 \geq 最低賃金額 713 円 (時間額)

(2) 日給の場合

日給 \div 1 日の所定労働時間 \geq 最低賃金 713 円 (時間額)

(3) 日給月給、月給の場合

賃金額を時間当たりの金額に換算し、最低賃金 (時間額) と比較します。



【計算例】

年間所定労働日数 260 日

月額 120,000 円

所定労働時間は毎日 8 時間で働いているとすると、最低賃金 (713 円) を満たしているといえるでしょうか。

月給制の場合は、次のような計算式を用いて比較します。

月給額 \times 12 か月

————— \geq 最低賃金 713 円 (時間額)

年間総所定労働時間

上記の計算式に当てはめると、

月給 120,000 円 \times 12 か月

————— = 692 円 30 銭

年間所定労働日数 260 \times 8 時間

692 円 30 銭 $<$ 時間額 713 円 \dots したがって、この場合は最低賃金を満たしていないことになります。

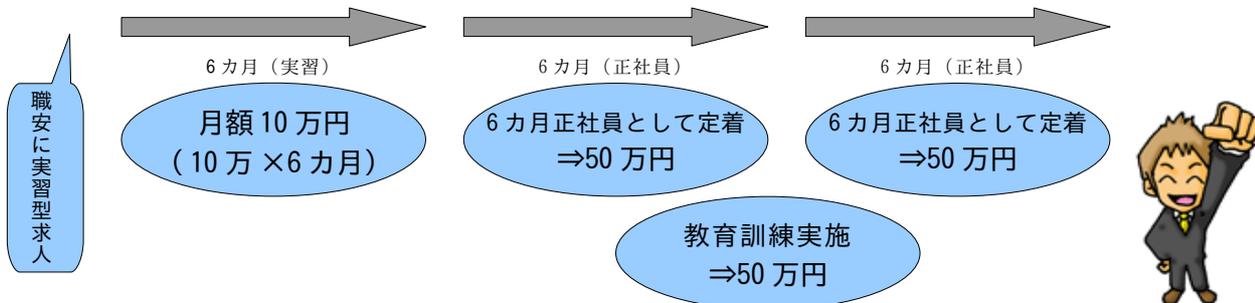


なお、平成 20 年 7 月 1 日より、地域別最低賃金違反の罰金の上限が 2 万円から 50 万円に引き上げられています。ご注意ください。

緊急人材育成・就職支援基金による「実習型雇用助成金」

最大 210 万円

政府の景気対策・緊急雇用対策として、平成 21 年 7 月に緊急人材育成・就職支援基金が創設され、希望する職種について十分な技能・経験がない求職者を 6 ヶ月間の実習型雇用を経て正社員として雇用する企業に最大 210 万円の「実習型雇用助成金」が支給されます。



この機会に助成金を有効利用して人材採用をご検討の会員様がございましたら、利用の仕方など詳しくご説明しますので、労務協会までご連絡ください。

(編集後記) 他にも色々な助成金が創設されています。「計画段階で」ご相談ください。(一ノ宮俊人)